破産終結

平成１５年（フ）第３７３号
富山県射水市新片町２丁目９番地の５、宣告時の住所富山県新湊市新片町２丁目９番地の５
破産者　東栄住設こと　牧野　諒一
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２４０号
三重県四日市市羽津山町21番１号
破産者　渡邉　　尚
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第３１６８号
福岡市早良区有田５丁目４番14号
破産者　株式会社栄進建設
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７５号
長野市大字鶴賀1605番地14
破産者　興和産業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第３９７号
愛知県豊川市上長山町小南口原79番地
破産者　権田建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第１０１６号
熊本県八代市揚町356番地
破産者　合資会社吉永建設
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１１９６号
熊本市上熊本３丁目21番20号
破産者　有限会社ハウスフル不動産
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１７年（フ）第１８３６号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目10番24号
破産者　株式会社鹿児島県ツーリスト
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３０７４号
福岡県三井郡大刀洗町大字三川1741番地１、破産手続開始決定時の住所福岡県小郡市美鈴が丘２丁目25番地11
破産者　池田　　剛
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３号
北海道野付郡別海町別海常盤町245番地の51
破産者　川口　清典
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２０年（フ）第３６３号
長野県松本市県２丁目10番５号
破産者　関　　琢司
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第１９９号
広島県福山市神辺町字湯野320番地８
破産者　岡本　　武
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成１９年（フ）第３３３４号
福岡市早良区大字石釜1524番地５
破産者　関屋　修一
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２５５４号
福岡県朝倉市甘木1608番地
破産者　大庭　赤子
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第４９１号
秋田市外旭川八幡田２丁目６番13号
破産者　佐藤　四郎
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４９２号
秋田県潟上市飯田川和田妹川字岩崎７番地の１
破産者　佐藤　廣邦
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４９３号
秋田市八橋イサノ１丁目６番２号
破産者　嶋崎　喜男
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４４号
秋田市中通６丁目４番13号　レジデンス堀反203号
破産者　川村まき子
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部